

会議（打合せ）報告書

| | | | |
|--|--|-----|----------------|
| 会議(打合せ)の名称 又は議題 | 令和2年第11回 議会運営委員会 | | |
| 報告者職氏名 | 主事補 小原 陽子 | | |
| 日 時 | 令和2年5月25日（月） 午前9時00分 | 場 所 | 市役所本庁舎4階 大委員会室 |
| 出席者 | 出席者 血脇敏行委員長、柴田圭子副委員長、古澤由紀子委員、石井恵子委員、 植村 博委員、中川勝敏委員、田中和八委員、秋谷公臣委員 長谷川議長、伊藤副議長 議会事務局 石井事務局長、萩原主査、小原 執行部 笠井市長、中村総務部長、川村総務課長 | | |
| 【会議の概要】 | | | |
| 議題 | | | |
| (1) 令和2年第2回白井市議会定例会について ① 提案予定の議案等について ② 会期日程及び議事日程について (2) その他 | | | |
| 《決定事項等》 | | | |
| (1) 令和2年第2回白井市議会定例会について <ul style="list-style-type: none"> ○ 会期は、6月1日から6月12日までの12日間に決定。 ○ 議事は、議案19件。一般質問は3人 5項目の質問。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 6月4日に3人に決定。 ○ 請願、陳情関係は、陳情6件の提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・陳情第2号から第6号については、「議長報告」とする。 ・陳情第7号については、教育福祉常任委員会に付託する。 ○ 今期定例会に上程される議案は、前回議運で決定した通り、委員会付託をせずに本会議方式にて審議する。 ○ 議案第1号から議案第9号は、人事案件につき、初日採決とする。 ○ 質疑の通告は6月4日（木）正午までに提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・締切後、提出された質疑の写しを各議員に配付する。 ・質疑は通告順に行う。 | | | |
| (2) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・水分補給について、議員は議場扉付近に設置した給水スペースにて、執行部は執行部控室にて、会議中いつでも補水できることとする。 | | | |

－開会 9：00－

石井事務局長：

おはようございます。定刻となりました。会議に先立ちまして血協委員長よりご挨拶をお願いいたします。

血協委員長：

皆さま、改めましておはようございます。挨拶ということで、何を話したらいいのかな、なんて思っているところなんです、コロナの話もしようかなと思ったんですが、本日爆破予告というようなことですね、警察及び市の職員の方も警戒態勢を取られている中での議運の開催となっております。慎重なご審議を皆様をお願いをいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

石井事務局長：

続きまして、会議にご出席いただきました笠井市長よりご挨拶をお願いいたします。

笠井市長：

皆さま、おはようございます。本日は、お忙しい中、令和2年第2回市議会定例会に関わる議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。第2回市議会定例会は、6月1日月曜午前10時に招集させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

先ほど委員長のほうからありました爆破予告の関係ですが、これは午後の全協で詳しいことを話しますが、とりあえず簡潔にお話をさせていただきます。5月22日に、印西警察署からですね、爆破予告の掲載があるということで報告を受けました。その後、部内でいろいろ対策を練ってきまして、土曜、日曜も爆破予告されている施設について現場を見て、爆破がないかどうかを確認をしております。今日もですね、印西警察署職員で入り口等に職員配置をしています。今日朝7時から午後6時までの対応をしていきたいと思っております。内容については皆さんのほうにファクス等でいきましたが、各施設、保育園については休園対応しています。どうしても子供を預けたいという方については保育士さんが違う保育園に案内をして、対応しているところなんです。桜台小学校についても今日は休校しております。各センターでは今日は休館日ですが、警察と職員等が巡回をしています。1番この市役所、学校にですね、軽トラックでくるというような話がありますが、これはもう警察と職員が配置をしますので万全を期している状況であります。なぜこういう事件になったのかは、詳細は分かりません。今警察のほうで調べて頂いておりますので、この辺で今後の対応を対応させていただきたいと思っております。

それでは、市から提案させていただきました案件については、専決処分についての報告が一件、平成31年度の継続費、繰越明許費及び事故繰越に関わる繰越計算書に

ついでに報告の4件の合わせて5件の報告と、議案については、農業委員会委員の任命についての人事に関するものが9件、白井市行政不服審査法と、手数料条例の一部を改正する条例の制定など、条例の一部の改正についてが9件、令和2年度一般会計補正予算の1件の合わせて19議案となります。詳細につきましては、この後総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

石井事務局長：

ありがとうございました。笠井市長に置かれましては、この後公務のため退席とさせていただきます。

笠井市長：

この後ちょっと印西警察と打ち合わせを行いますので、ここで退席をさせていただきますと思います。

石井事務局長：

それでは委員会会議につき、議事等につきましては血脇委員長にお願いいたします。

血脇委員長：

ただいまの出席は8名でございます。委員会条例第十六条の規定により定足数に達しております。これより令和2年第11回議会議会運営委員会を開会いたします。本日の会議はお手元に配付の議題の通りです。それでは議題1、令和2年第2回白井市議会定例会について ①提案予定の議案等について を議題といたします。執行部より今定例会に提案予定されている議案の内容について説明をお願いいたします。

川村総務課長：

おはようございます。総務課長の川村です。よろしくお願いいたします。今議会に市が提案いたします案件についてご説明いたします。申し訳ありません、最初にですね、議会運営委員会の資料の中身についてですね、訂正がございましたので訂正をお願いいたします。議会運営委員会8ページ、9ページにかかるですね、議案第18号の記載内容でですね、8ページでは一番下の行になります白井市工業団地地区と記載されております。市が余計になっておりますので、市を削除していただいて白井工業団地地区と改めさせていただきます。それから9ページ、1、2、3行目、主な内容も、下ですが、こちらも白井市工業団地地区と記載がございますが、市を削除していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。申し訳ありませんでした。それでは着座にて説明させていただきます。

資料をご覧ください。令和2年第2回白井市議会定例会に市が提案いたします案件につきましては、報告案件は、市長のほうからも説明がございました。専決処分につ

いての報告が1件、予算の繰越に係る繰越計算書の報告が4件ございまして、合わせまして5件ございます。それから議案は、農業委員会委員の任命に係る人事案件が9件と、条例の一部改正の議案が9件ございます。予算関係は議案第19号の一般会計補正予算第4号の1件で、全部で19件の議案がございまして、合わせまして、ご審議いただく内容は24案件となります。申し訳ございませんが、議案における人事案件、議案第1号から議案第9号につきましては、初日に採決をお願いしたいと思っています。それでは、配付いたしました令和2年第2回定例会議会運営委員会資料に沿って、議案の提案理由及び概要についてご説明いたしますのでご覧ください。

報告第1号 専決処分については、議会の議決により専決の指定をされている一件100万円以下の損害賠償の額の決定について、5月19日に専決処分を行ったので、報告するものです。主な内容は、平成31年4月9日午後2時頃に、相手方が池の上1丁目21番10地先の自転車歩行者専用道路である市道21-103号線を徒歩で通行している際に、インターロッキングブロックの段差につまずき、転倒したことで受傷し、また衣類を損傷したものです。損害賠償額は30,524円、相手方は白井市在住の方で、令和2年5月19日に示談をしております。

報告第2号 継続費繰越計算書については、平成31年度白井市一般会計継続費繰越計算書について、下記事業の平成31年度の年割額の執行残額を令和2年度に繰り越したので報告するものです。事業名は、1、土地評価替事業2,469,100円、2、障害者計画等策定事業440円、3、健康プラン策定事業88,000円、4、環境基本計画策定事業41,000円、5、法定外道路現況調査事業442,725円、6、地域防災計画修正事業55,000円です。それでは2ページをご覧ください。

報告第3号 継続費繰越計算書について 平成31年度白井市水道事業会計継続費繰越計算書についての平成31年度の年割額の執行残額を令和2年度に繰り越したので報告するものです。事業名は、白井市水道事業創設及び第一次拡張、繰越額は235,155,725円となります。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書については、平成31年度白井市一般会計繰越明許費繰越計算書について、下記事業が平成31年度内に完了しなかったため、事業費を令和2年度に繰り越したので報告するものです。2ページから3ページの表をご覧ください。事業名として、1、被災農業者支援に要する経費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金 繰越額として135,759,000円、2、被災農業者支援に要する経費の、地域担い手育成支援タイプということで320,000円、3、市道維持修繕に要する経費、市道12-002号線歩道暫定整備工事が4,609,000円、4、工業団地アクセス道路整備事業、市道00-136号線地質・土質調査委託7,000,000円、5、市道新設改良事業、市道15-003号線道路改良工事29,643,000円、6、市道00-005号線実施設計業務委託8,500,000円、7、市道12-002号線、道路改良工事1,500,000円、8、橋梁修繕工事98,270,000円、9、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業293,332,000円、10、白井第三小学校プールブロック塀等改修

工事 9,900,000 円、11、白井第一小学校外 7 校防火設備修繕工事 11,713,000 円、12、池の上小学校トイレ改修工事 144,758,000 円、13、池の上小学校防火設備改修工事 9,487,000 円、14、中学校施設整備に要する経費、中学校全 5 校防火設備修繕工事 2,057,000 円、15、七次台中学校柔剣道場吊り天井等耐震改修工事 35,045,000 円、16、白井中学校外 2 校防火設備改修工事 28,172,000 円です。次に 3 ページをご覧ください。

報告第 5 号、事故繰越し繰越計算書については、平成 31 年度白井市一般会計事故繰越し繰越計算書について、下記事業が平成 31 年度内に完了しなかったため、事業費を令和 2 年度に繰り越したので報告するものです。1、事業名として、工事検査支援業務委託料、こちらは 6 番の七次台中学校トイレ改修工事の業務委託料になっております。繰越額が 550,000 円、2、新型コロナウイルス対策に要する備品購入費として、404,250 円、3、被災農業者支援に要する経費の強い農業・担い手づくり総合支援交付金として 2,000 円、4、市道 03-013 号線道路改良工事、1477 万 9,600 円、5、工業団地アクセス道路整備事業、5,634,957 円、6、七次台中学校トイレ改修工事では 7045 万 5,309 円となっております。

次に、3 ページの下段から、6 ページの上段にかけて、ご覧ください。

議案第 1 号、農業委員会委員の任命については、海老原清氏を農業委員会の委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

任期は令和 2 年 7 月 20 日から令和 5 年 7 月 19 日までの 3 年間となっております。住所は白井市平塚、生年月日は昭和 36 年生まれです。4 ページをご覧ください。

議案第 2 号は、伊藤治氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年です。住所は白井市根で生年月日は昭和 44 年生まれです。

議案第 3 号は、芦田恵子氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市復で昭和 29 年生まれです。

議案第 4 号は山崎正司氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市中で昭和 36 年生まれです。

4 ページ下段から 5 ページをご覧ください。

議案第 5 号は、中村教雄氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市木で昭和 37 年生まれです。

議案第 6 号は、山崎雅巳氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市十余一で昭和 52 年生まれです。

議案第 7 号は、笠井行雄氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市神々廻で昭和 28 年生まれです。

議案第 8 号は、今井幹代氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市今井で昭和 35 年生まれです。

6 ページをご覧ください。

議案第 9 号は、岩井聡明氏を農業委員会の委員に任命したいので議会の同意を求めるものです。任期は同じく 3 年間で、住所は白井市堀込で昭和 52 年生まれです。

議案第 10 号 白井市行政不服審査法等手数料条例の一部を改正する条例については、不正競争防止法等の一部を改正する法律の中で工業標準化法が改正され、日本工業規格の名称が改められたことに伴い、条例の一部を改正するもので、主な内容は「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるものです。

施行日は、公布の日施行です。

議案第 11 号 白井市税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部改正に伴い、条例等の一部を改正するもので、主な内容は、1 点目、非課税措置の対象者から単身児童扶養者が除外されることに伴い、様式の名称を改めるなど関係規定を整備するもの。2 点目、所有者が不明な固定資産に係る固定資産税の納税義務者に関する規定を整備するもの。3 点目、新型コロナウイルス感染症等に係る各種特例に関する規定を整備するものなどです。

施行日は、公布の日施行ほかとなっております。

次に 7 ページをご覧ください。

議案第 12 号 白井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定については地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので、主な内容は、課税標準の特例を削除するものです。

施行日は、公布の日施行ほかとなっております。

議案第 13 号 白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法が一部改正されたこと及び新型コロナウイルス感染症等により、国民健康保険税の減免を遡って行うため、条例の一部を改正するもので、主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度収入が減少した世帯に対して国民健康保険税の減免を行うに当たり、減免の申請を遡って行えるようにするため規定を整備するものです。

施行日は、公布の日施行ほかとなっております。

議案第 14 号 白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票及び戸籍の附票の除票に係る交付手数料を定めるとともに、通知カードの再交付手数料を廃止する必要があるため、条例の一部を改正するもので、主な内容として、1 点目、住民票及び戸籍の附票の除票に係る交付手数料を定めるもの。2 点目は通知カードの再交付手数料を廃止するものです。

施行日は、公布の日施行です。

7 ページ下段から 8 ページをご覧ください。

議案第 15 号 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、主な内容は、放課

後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員の認定資格研修の事務の実施権限の改正に伴い、資格要件の拡大を行うものです。

施行日は、公布の日施行です。

議案第16号 白井市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことによる申請事務を行うため、条例の一部を改正するもので、主な内容は、市で行う後期高齢者医療の事務として、「傷病手当金の支給に係る申請書の提出」を受け付ける事務を追加するものです。

施行日は、公布の日施行です。

議案第17号 白井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症等により、介護保険料の減免を遡って行うため、条例の一部を改正するもので、主な内容は、やむを得ない理由がある場合は保険料の減免申請書を遡って提出できることとするものです。

施行日は、公布の日施行です。

次に8ページ下段から9ページをご覧ください。

議案第18号 白井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定については、白井工業団地地区の地区整備計画を都市計画決定したため、条例の一部を改正するもので、主な内容は、白井工業団地地区の地区整備計画を都市計画決定したため、当該地区について必要な規定を定めるものです。

施行日は、公布の日施行です。

議案第19号 令和2年度白井市一般会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億981万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ267億331万6千円とするもので、ちば施設予約システム経費など3事業の債務負担行為を追加するもの、公共施設空調設備等賃貸借事業の債務負担行為の期間を変更するもの、道路橋梁整備事業の地方債の限度額を増額するもの。

主な補正内容は、老朽化の著しい旧中央公民館に隣接する旧広報室を解体するための経費を計上するもの、市道03-013号線の新設改良工事に係る経費を計上するもの、市内小中学校の児童生徒への1人1台の端末整備をするためのネットワーク整備工事に伴う工事施工監理委託費を計上するもの、新型コロナウイルス感染症の影響により小中学校の修学旅行等を中止や延期した場合のキャンセル料などに係る経費や給食費の返還に係る経費を計上するもの、などです。

以上で、今定例会に提案する議案内容の説明を終わります。

血脇委員長：

以上で説明が終わりました。ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

石井委員：

ここで説明を伺うのは大変申し訳ないんですけども、市道の12-002号線とか、大体でいいのでどこらへんの道路か教えていただけないでしょうか。特にこれ、3番。議案4号だと、工業団地はいいんですけど、3番と5番と6番と7番、番号だけで、これ、前に出てきたと思うので、地図できっとやってると思うんですけど、前もこういう話をしたんですけど、報告の4号でしたね、あと報告の5号もこの4番の1番の市道03-0135線、これが大体どこらへんなのかってことだけでも。

血協委員長：

今お答えできますか。全協のほうでその部分をお示しいただければと思いますが。

川村総務課長：

申し訳ありません。今、箇所数までの資料、手持ちになかったものですから、全協のほうで改めて説明です、地区名の説明がなかったというのは、大変申し訳ございません。全協のほうで説明させていただきたいと思いますので、すみません、よろしくお願ひします。

血協委員長：

それでは全協のほうでお願いいたします。他に補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。

〔「ありません」という者あり〕

血協委員長：

すみません、今防災無線が流れているので、ちょっとお待ちください。

それでは補足説明を求めたい方はいらっしゃらないということでよろしいですね。それでは、ここで部長、課長は退席となりますので、ご苦労様でした。

次に、議会事務局より、請願、陳情、一般質問等、会期中に議題となる件について説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、請願、陳情、一般質問について、ご説明をいたします。

まず請願につきましては、今定例会審査につきましては、今定例会審査に係る提出はありませんでした。

次に、陳情につきましては、お手元に配付の陳情受理一覧表をご覧ください。今回、市内からの陳情が一件、市外からの陳情が5件の計6件が提出されております。

初めに、受理番号第2号、令和2年3月19日受理、習近平の国賓招待を撤回するよう国に意見書を提出するよう求める陳情。陳情者は、及川裕之さん。住所は栃木県宇都宮市川田町1084-10メゾン・ポピュレール101です。陳情事項は1項

目、習近平の国賓招待を撤回するよう、国に意見書を提出するよう求めるものです。

次に、受理番号第3号、令和2年3月19日受理、犯罪者・習近平の入国を禁止するよう国に意見書を提出するよう求める陳情。陳情者は同じく及川裕之さん。陳情事項は1項目、犯罪者・習近平の入国を禁止するよう、国に意見書を提出するよう求めるものです。

受理番号第4号、令和2年4月14日受理、基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう国に意見書を提出するよう求める陳情。陳情者は同じく及川裕之さん。陳情事項は1項目、緊縮財政の根幹政策である基礎的財政収支黒字化目標を撤廃するよう、国に意見書を提出するよう求めるものです。

受理番号第5号、令和2年4月14日受理、インフレ率2%を達成するまで消費税を凍結するよう国に意見書を提出するよう求める陳情。陳情者は同じく及川裕之さん。陳情事項は1項目、消費に罰金をかける消費税について、インフレ率2%を達成するまでの間凍結するよう、国に意見書を提出するよう求めるものです。

受理番号第6号、令和2年5月18日受理、安藤提言を早急に実行するよう国に意見書を提出するよう求める陳情。陳情者は、及川裕之さん。陳情事項は1項目、日本経済の再生を図るため、安藤裕衆議院議員の提言を実行するよう、国に意見書を提出するよう求めるものです。

受理番号第7号、令和2年5月21日受理、別居・離婚後の親子断絶を防止する法整備と支援を求める陳情。陳情者は花村憲太郎さん。住所は白井市富士285-2。陳情事項は2項目、実効性のある面会交流が可能となるよう速やかに法整備を講じるように国の関係機関に意見書を提出して下さい。2点目が、白井市において兵庫県明石市の取り組みを参考に別居・離婚後の面会交流に対する公的支援策の実施と相談体制整備体制の充実を図ってください、ということでございます。なお、添付しております原本に置きましては、この2項目が我孫子市という形で提出されておりますが、5月22日に花村さんより訂正願いが提出されており、受理をしたところですので報告をいたします。続きまして、一般質問につきましてはお手元に配付の通り、今回3名の議員さんから通告を頂いており5項目となります。

血脇委員長：

ただいま議会事務局より説明が終わりました。ただいまの説明について、補足説明を求めたい方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、次に議長より、陳情の取り扱い及び議案の付託委員会について説明をお願いいたします。

長谷川議長：

それではまず、陳情1についてご報告申し上げます。陳情2号から6号までは、いずれも市外からの陳情となりますので、先例の通り議長報告といたしたいと思っております。

陳情7号については、付託先を教育福祉常任委員会をお願いしたいと思います。

それから、先般、議案の付託委員会については今回負託をしないということで決定をしておりますので、本会議方式をお願いをしたいと思います。なお、大変申し訳ございませんが、継続調査の申し出をしていただかないといけませんので、各委員会のほうは1回開催をしていただきたいと思います。

血脇委員長：

ただいま議長から説明が終わりました。ただいま議長より説明のありました陳情の取り扱い及び議案の付託についてご意見はございますか。よろしいですか。意見はないものと認めます。

それでは陳情第2号の取り扱いについては議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第3号の取り扱いについては議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第4号の取り扱いについては議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第5号の取り扱いについては議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

陳情第6号の取り扱いについては議長報告とすることにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長報告とすることに決定いたしました。

次に陳情第7号の取り扱いについては、教育福祉常任委員会に付託することにご異議ございませんか。異議なしと認め陳情第7号は教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、議案の委員会付託について、議長説明の通り決定することにご異議ございませんか。異議なしと認め、議長説明の通り、議案については委員会付託をせずに、本会議において審議することに決定いたしました。

それでは次に、次第の②会期日程及び議事日程について を議題といたします。事務局より会期日程案及び議事日程案について説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、会期日程案、議事日程案について説明させていただきます。

初めに会期日程案をご覧いただきたいと思います。会期につきましては、6月1日から12日までの12日間としております。初めに、6月1日につきましては、会議録署名議員の指名から、諸般の報告の後、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙、報告第1号から議案第19号についてまで一括上程、提案理由の説明および報告の後、議案第1号から第9号については、先ほど総務課の申し出によりまして、人事案件につきましては、初日採決をお願いしたいと思います。次に、議案第10号から第19号

まで議案内容の説明となります。次に、6月3日につきましては、市内陳情に係る教育福祉常任委員会の開催をお願いしたいと思います。次に、一般質問につきましては、6月4日に3名をお願いしたいと思います。また、同日4日の正午に、今回通告によります議案質疑を行うことから、4日の正午に議案質疑の締め切りとなります。最終日は12日としておりまして、議案第10号から第19号について、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をお願いしたいと思います。

以上が会期日程案でございますが、当初、質疑、討論、採決を1日で行うのか、また、質疑を別の日に設けたほうが良いのではないかという意見も出ておりますので、この後、協議をいただければと思っております。

続きまして、議事日程でございます。議事日程案をご覧ください。日程第1、会議録署名議員の指名から、会期決定、諸般の報告、印旛利根川水防事務組合議会議員の選挙を行います。次に、報告第1号から議案第19号についてまで一括上程、提案理由の説明および報告が終わりまして、日程第10、議案第1号から、日程第18、議案第9号の人事案件について、質疑、討論、採決をお願いします。次に、日程第19、議案第10号から、日程第28議案第19号までの説明、次に、陳情が6件、一般質問となっておりますが、陳情につきましては、2号から6号は議長報告と決定いたしましたので、以降議事日程のほうからは削除させていただくことになります。

血協委員長：

ただいま事務局長より説明をいただきました。ここで、休憩を取りたいと思います。

－休憩 10：44－

－再開 10：55－

血協委員長：

会議を再開いたします。ただいま局長のほうから説明をいただきました。それで、質疑、討論、採決について、先般の第10回議会運営委員会の中で、本日その協議をしようということになってございますので、それはちょっとおいておきまして、その部分以外で何か質疑はございますでしょうか。

石井委員：

今回は委員会制ではなく、本会議で通告制という形をとるということになっております。その通告の締め切りが、4日の正午になっております。通常ですと、大綱質疑にしても総括質疑にしても質疑の締め切りがあって、その通告の内容っていうのは、審議の当日でないと我々には配付されません。でも今回は、もしかしたら通告する議員さんの内容が、重なっちゃって、だぶる場合もあるので、そうした場合は、この質疑の締め切りの後、通告する議員さんに、どの議員さんがどんな質問をす

るという通告を出してますよというのを、お知らせできないかなと思います。そうすることによって、質問をする議員さん同士で、あの人と被っているなということになれば、議員間の調整が図られるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

血協委員長：

今、石井委員のほうから、事前に通告を出すので、通告をした議員さんには他の議員にはどのような通告内容が出ているか、共有を図ればというような意見なのですが、皆さんいかがですか。よろしいですか。

柴田副委員長：

通告を出した人だけではなく、通告はこういうのですよっていうのを全員にお知らせするのは逆にいいのではないかと思いますので、それでどうでしょうか。

血協委員長：

ただいま、通告を出した議員に限らず議員すべてに、というようなご意見なんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、通告された内容を議員各位に今回に限り配付するというような形をとりたいと思います。事務局長お願いいたします。

そのほかに質疑ございますか。よろしいですか。

中川委員：

あの、今ここで議運をやっているんですが、この後に全協も予定されています。金曜日の夜にですね、爆破予告についての議員への…。

血協委員長：

すみません。先ほどの会期日程、議事日程についての質疑でお願いしたいんですが。

中川委員：

では後で。

血協委員長：

そのほかに質疑ございますか。1つ確認。今、局長のほうからなんですけど、通告を出すんですが、一般質問は通告の受付順になっていますが、議案の通告も受付順という扱いでいかがでしょうか。

柴田副委員長：

一般質問はくじですけど、こういう総括質疑や大綱質疑はこれまで通告を出した

者順だったんですね。だから、私はまったく引くのも手間だし、通告順でいいんじゃないかと思います。

血協委員長：

通告順でというようなご意見ですがよろしいでしょうか。

それでは通告順ということで決定させていただきます。

そのほかに質疑ございますか。よろしいですか。

それではですね、協議事項で持ち越されている部分の質疑、討論、採決を1日で行うか、あるいは質疑の日と討論、採決の日を分けるという意見も出ておりますので、このあたりのご協議をお願いしたいと思います。皆様からご意見ございますか。

柴田副委員長：

私が最初に分けたらってというようなことをちょっと書いたんですけど、会期の6月12日っていうのはもう決まってるわけですよ。となると、一般質問も3人であったということで休会の日がずいぶん増えています。本会議制になると、その日に質疑となると次々手を挙げたりして、結構長丁場になることが容易に想像できるので、であるならば、2日前か3日前かに1日質疑の日を設けて、最終日は質疑、討論、採決としたらどうかと思います。それでも質疑がなかったら、その日は予定通り休会になるわけなので、そういう風に分けたほうがいいんじゃないかなと思っている次第です。長時間の密室を避けるという意味でも、質疑の日は別の日がいいんじゃないかなと思っています。どうでしょうか。

血協委員長：

ただいま、柴田副委員長から質疑の日を別途にして12日に討論、採決というようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

石井事務局長：

それでは、質疑を別の日に設ける場合ということでご意見を今いただいたところでございますが、今回、一般質問の関係で休会とさせていただいている日程がございませうが、執行部からの要望によりまして、質疑の通告をいただいた日から平日で3日間、回答等の調整のためにお時間をいただきたいということを聞いております。そう致しますと、5、8、9については調整期間ということを考えますと、10、11の2日間で質疑の日を別に設けていただくというのも一つの考え方かなという風に思っております。

血協委員長：

ただいま局長のほうから、質疑の日を別途設けるのであれば、10日、11日、こ

の2日の日のいずれか、というご説明だったかと思います。皆さん、1日で質疑討論採決する、今柴田副委員長から出たように、質疑の日は別途設けるといようなご意見が出ておりますが、皆さんいかがでしょうか。

石井委員：

悩ましいんですね。というのが、議案一つ一つについて質疑しているときって集中して皆さん聞いていますしね。質疑の内容や議案について、みんなすごく神経研ぎ澄まして聞いていると思うんですね。できれば質疑が終わった段階で、討論、採決ってやったほうが、皆さんのモチベーションっていうんですかね、気持ち的にも、そのほうがすっきりするような気がするんです。

最初に副委員長がおっしゃったように議案の10号から19号ですよ、この10号から19号についての質疑だけを全部済ませちゃって、その日は終わりだと。で、日を変えて、また10号から1つずつ討論採決していくっていうのは、まあどうなのかなって感じがしています。議員さんたちのお気持ちとしてなのかなって感じがちょっとします。でも、やはり今までの臨時議会を見ていると、通告制ではなかったけれど、一つ一つの質疑が非常に時間がかかって、繰り返しの質問も多くありましたし、執行部の答えも繰り返しになることが多くあって、それがあったから通告制にはしたんですけども、それでも、3回までは質問できるわけですよ。そういう内容であれば、2回目、3回目の質問がまた堂々巡りになるような、時間がかかるということも予想されます。そうすると、最初から日にちを2日に分けてやるよりも、ある程度時間で決めて、その日の時間で議案が例えば10号から15号までしか終わらなければ、それでまた日にちを別にするとか、っていうのもありなのかなと思ったりして、今悩ましいというのはそういう意味です。いろんな考え方ができるのかなと思ったりしたんですけど、ちょっとまだ。もちろん12日で終わりですよ。違います。12日の最終日はそこで決まっているんです。局長のお話のように、10日と11日だったら開会できるような、日程的には大丈夫だということだったんですけど、前倒しして11日と12日をやるとか、っていうことでもいいのかはわからないんですが、私の中ではちょっと結論がつかないです。皆さんのご意見を聞きたいなと思います。

血脇委員長：

あとですね、質疑なんですけど、議員ごとにやるのか、議案ごとにやるのかによっても変わってきます。総括質疑ですとか大綱質疑って、例えば3つの議案を1人の議員が出しています。その1人の議員が3つの議案をいっぺんにやってるわけですよ。今まで。ただ今回、そのようにするのか、あるいは議案ごとに質疑に入って行って質疑、討論、採決にするのかによっても変わってくるのかなって部分が考えられるので、どこから協議したら結論が出せるのかななんて、ちょっとあれなところもあるんですが、えっと…。

委員外発言の申し出があります。

岩田議員：

許可を得ましたので発言させていただきます。今のを決める前に、質疑だけ1日設けるか、最終日に一緒にやるということは決めたほうがいい。というのは、最終日に一緒にやるのであれば、議案ごとに質疑、討論、採決ということで、どうするかということを決めなくても済むわけですよ。今お話があったのは、質疑と、討論、採決を分けた場合の議論をしますので、その前に分けるかどうかを決めてから、そのお話をしたほうがいいと思います。

血協委員長：

ここで1回協議会に切り替えたいと思いますがよろしいですか。それでは協議会とさせていただきます。

－協議会開始 11：07－

－協議会終了 11：30－

石井委員：

ただいま、議案質疑、討論、採決を1日でやるか、わけるかというような協議をしてみました。原点に戻りまして、今議会、この6月定例会は、コロナウイルス感染症の拡大を対策するために、日程も短くし、議員さん1人1人が一般質問を自粛して、なるべく市民のために時間を作っていただくように職員に頑張っていただくということで、議会の日程も調整してみました。そうしたことから、今回は、議案の質疑が通告制という形になりまして、しかも、その通告の締め切りは6月4日の正午です。通告締め切りの後、全議員にその通告の内容も知らせていただけるということになりまして、議員間での質問の調整ができることになりました。つまり、重複した質問はしないということが、我々議員ができる協力体制ではないかなという風に考えます。本会議場で、市民にインターネットでしっかりと訴えたいこと、市民が今1番聞きたいと思っていることを代弁するのが我々議員でありますから、吟味した質疑をしていただけるように1日で、この案にある通り12日の金曜日1日で、議案10号から19号の質疑、討論、採決をして閉会にさせていただきたいと思います。

血協委員長：

石井委員のほうから、12日を最終日にして、質疑、討論、採決をこの日で行うというご意見ですが皆さんいかがでしょうか。ご異議ございませんか。

古澤委員：

議案ごとに質疑をする、通告制であるので何人かの同じ議案に対して質疑のある場合に、この調整というのが石井委員の発言の中で述べられましたけれども、この調整は、自主的なものですか。どう考えたらいいんですか。

石井委員：

私はそんなに深く考えていません。通告を出した時点で質問される議員さんがわかるわけで、それは、あの議員さんと自分の聞きたいことが被っているなって通告を見て思ったら、その議員さんのところにどこまで聞くんですか、私はこういうことが聞きたいんですっていうようなね、そういう調整という意味です。同じことを何回も聞いて時間をかけるようなことがないように、議員さん同士で調整したらどうですかと、そういう意味です。

血協委員長：

通告した議員さん同士で…。

中川委員：

初めから悩ましいって言ってるだけで発言してないんですが、1日に一本化してすべて先ほどの順番通りやってしまうという、これはもうデスマッチですね。終わりの時間が今予定できない。それで、皆さんがいいなら私もそれで結構です。

血協委員長：

12日、1日で質疑討論採決を行うと。で、通告した議員さんは議員間で調整を図って、質疑の内容の確認等をしていただく方はしていただくというような形でよろしいでしょうか。

柴田副委員長：

議員間の調整をっていうところまで記録には残さないほうがいいと思います。

血協委員長：

失礼しました。

柴田副委員長：

これはあくまで議員が質問するものであって、調整しあって質問しなさいよという風に議運のほうで言うのはアウトだと思うので、そういうつもりでっていうところまではいいですけど、しなさいよまで、した上でみたいなことは絶対に言えない話だと思うので、そこはちょっとカットしたほうがいいと思います。

血協委員長：

その部分、発言の取り消しをお願いしたいと思いますがよろしいですか。

古澤委員：

その気持ちはわかりますけど、自主的ということを書いてらっしゃるので、別にこれは議運から強制するわけではないので、問題ないかなあとと思いますけど。議運に強制的にすると、それで先ほどちょっと確認したんですけど、そういうことであればまずいですが、石井委員のお答えは先ほどの通りで、それは非常に自主的なものなので、問題がないかなとは思いますが。

柴田副委員長：

誤解を与えるような書き方にはならないほうがいいでしょうという意味です。自主的ってことも別に言わなくてもいいかなと思うぐらいなので、私はね。

血協委員長：

それでは、その部分はちょっと確認させていただいて。それでは、この会期については12日を最終日にして、質疑、討論、採決を議案ごとに行うということにご異議ございませんね。

〔「なし」という声〕

血協委員長：

それでは、この部分はこれで決定させていただきます。それではここで、事務局長から改めて会期日程の説明をお願いいたします。

石井事務局長：

それでは、先ほどお配りしました会期日程案につきまして、6月1日開会いたしまして、6月3日に教育福祉常任委員会の陳情審査、そして6月4日に一般質問3名、そして質疑の通告を正午に締め切ります。締め切った段階で全議員さんに通告書をその日のうちに配付をさせていただきたいと考えております。そして、最終日につきましては、6月12日金曜日に、議案第10号から19号について質疑、討論、採決、これは議案ごとに質疑、討論、採決1議事1議題の原則に則りまして、進行をしていくということをお願いしたいと思います。

血協委員長：

それでは、先ほどの議事日程案、ただいまの説明のありました会期日程案について、ご異議ございませんか。

〔「なし」という声〕

血協委員長：

異議なしと認め、協議の通り決定いたします。

それでは続きまして、議題の2、その他について を議題といたします。ちょっと私のほうから1点。第10回で協議していた中で、議場での飲水という部分がありました。これについて協議を図りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

柴田副委員長：

議長に確認ですけど、本会議場でも30分ないし40分に1回の間隔で、休憩はとるんですよね。

長谷川議長：

一応そのように考えております。

柴田副委員長：

そうしましたら、議場にペットボトルを持ち込むのか、マイボトルを持ち込むのか、その話はやっぱりまちまちだと。傍聴者には傍聴規則で飲食だめですよって言っているんで、それをまちまちに持ち込んでこうするのもちよっといかなものかなという気がします。出口の扉の所にテーブルが置けるぐらいのスペースがあるので、そこでペットボトルでもなんでも自分で途中で飲みたい人はそこに置いて、補給必要だなと思ったらちょっと飲みに行くとか。あと3、40分に1回の休憩であれば、そのたびに、水分補給するとか、そういうあまり議場で持ち込んでっていうことじゃない風にしたいほうがいいんじゃないのかなっていう気がするんですけども、どうでしょうか。

血脇委員長：

今柴田副委員長のほうから、議場の入り口付近にテーブルですか、を置いてっていう。そういうスペースっていうのは局長、とれますか。

石井事務局長：

議場の入り口の扉の裏の部分に、机を置けるスペースというのは確保できておりますし、そこであれば傍聴席から目が届くこともないのかなという風に考えております。

血脇委員長：

確認ですけど、扉の中側に、机を置くことができる…。

石井事務局長：

入り口入っていただいて、議場に入るまでの間ですね。

血協委員長：

扉の中、扉の議場側っていうことでよろしいですね。廊下ではなくて。

石井事務局長：

会期の冒頭に、議長のほうから会期中は離席を認めます、というようにまたアナウンスが入ると思いますので、可能であろうとは考えております。

血協委員長：

今柴田副委員長のほうから、飲水については議場の外、というか中というか、の部分にテーブルを置いてそこで飲水をしたらどうかというようなご意見ですが、皆さんいかがでしょうか。

石井委員：

賛成です。私がこの時期お水を飲めるようにしてほしいっていう風に提案したのは、マスクをつけながらしゃべるので、市長がおしゃべりになっているのを見ると、相当市長が咳込んでしまったり、長くしゃべることになるとどうしても水分が足りないんじゃないかなっていう風にも思いました。議員だけじゃなくて、執行部の皆さんも離席を今回は認められていることですし、そういった形でいつでも自由に離席をして、お水を飲みに行くことができるよっていう風なことに執行部も議員もしておけばいいかなというふうに思いますので、賛成します。

血協委員長：

今石井委員のほうからそういう形をとるということに賛成だという。皆さんいかがでしょうか。

〔「結構です」という者あり〕

血協委員長：

よろしいですか。それでは飲水については議場内というか議場外というか、扉の内側ですね、に、机を置いていただいて、そこに各々が飲水を必要とする方はそこにおいて対応をするというようなことで決定させていただきます。それではその他についてですが、委員の皆さまから他にございますか。

中川委員：

今日の会議の持ち方の連絡がですね、最終的にどうするというのが、どこで決まってどう変更ないという通知もなかったし、非常に今日ここへ来るまで、私は不安でした。爆破予告がされている時間に、議員は全員ここで会議をやっていたと。いったい何してたんだということ。危機管理上の問題としてね、きちっと締めがないままに今日にだらだらと来たという。議員としての在り方についてちょっと確認が必要なんじ

やないかな。今後のことも危機管理ありますので。というのは、金曜日の夜にファクスが来たんですね。私はちょっと外出してたんで夜12時ごろ見たわけですよ。だから、これはこんな日程でやるのかと。議運と全協は変更あるのかないのかは、それには書いてないわけですから。議会事務局に電話しようにも、もうその時間じゃだめですから。土曜日の朝、電話案内があった市民活動支援課へ電話をしたわけですよ。そうしたら議会のことはわからんと。ということで、私は悩ましく思ったのは、この今日これ、予定通り変更がないという案内がないものですから、だれから。それはもう来るしかないなと思って予定通り来たわけですから、これもし、今、私、もしなんて言ってますけれども、単なる愉快犯のことだけで済ませられるかどうかというのは、これはちょっと議会としては軽率な判断ではないかという風に思いますね。こういう危機管理の在り方については。議長を中心にいつまでにこれについてこういう風にするか、予定通り執行する予定だと、これについてご意見があれば、出してくれと。私は明日やればよかったと思ってるんですよ。今日の議運関係の、全協関係の。何もこの爆破予告のその日の日中ね、堂々とここでやっているっていうのは、あまりにも危機管理でおとぼけすぎるんじゃないかと。議員は。これは、近隣のどこも聞いてみると、白井だけでやるっていう予告のようですから。そうすると、白井の議会は一体何をしてたんだと。笑いものになる危機管理状況ではないかということで、今後、これについて誰がどのような形で意見集約して、どうするのかというのを、もう少し意思疎通しておく必要があるんじゃないかと思いました。

血協委員長：

意見として賜りました。その他にございますか。委員外発言の求めがありますがよろしいですか。

平田議員：

今、中川議員がおっしゃったこと、あの通知が来た時に、うちの主人に見せたら、そんな命がけで行くなって言われたんですね。それで、私は議会事務局へメールでお尋ねしました。そうしたらお返事をいただきまして、議長副議長で協議の結果、通常通りというようなお返事をいただいたので、それをできれば、中川さんがおっしゃっている意味は、私の希望も含めて、やります、来てくださっていう意思表示をはっきり出していただけたらよかったなと思っております。

血協委員長：

ご意見として伺いました。その他について何かございますか。よろしいですか。次に議長からございましたらお願いいたします。

長谷川議長：

ありません。

血協委員長：

事務局から何かございましたらお願いします。

石井事務局長：

ございません。

血協委員長：

他にないようですので、以上で本日の議題はすべて終了いたしました。よって議会運営委員会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

－閉会 11：47－